

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメントレポート

今回のテーマ： 「合同会社の活用」

柔軟な業務執行・成果配分を可能にする仕組みとして、2006年会社法で導入された合同会社（日本版 LLC）の設立が対前年比約3割のペースで増加しています。

当初は、出資額に関係なく会社に貢献する出資者には厚く配分できること、合同会社が法人格を有するため個人事業より社会的信用度が高いこと、会社から個人に給与を支給することで給与所得控除額を使えることなどから、個人事業主の法人成りや研究開発型企業、ベンチャー企業などの活用が想定されていました。最近では Apple Japan、西友、エクソンモービル、充電網整備推進機構などの大企業が利用しています。

1. 会社の分類

		経営執行 = 出資者が前提	経営執行 出資者が前提
出資者責任	有限責任	合同会社	株式会社・特例有限会社
	無限責任	合名会社・合資会社	

2. 合同会社の特徴

- 1) 出資比率に比例しない成果配分が可能（ただし、配分割合に経済的合理性がなく、出資者間で無償の利益供与があったと認められる場合には、税務上、贈与税・寄附金課税の可能性あり）
- 2) 機関についても株式会社のような規制（取締役の設置など）がなく任意のため、定款に別段の定めがある場合を除いて、社員（＝出資者）の過半数（業務執行社員がいる場合にはその過半数）の決定により業務を行うことができる（株式会社と異なり、合同会社は出資額に関係なく、議決権は1人1票）
- 3) 株式会社の「大会社」規模になっても監査役、会計監査人の設置が不要
- 4) 株式会社に比べて設立・維持コストが低い（定款認証も不要）
- 5) 決算公告不要

3. 合同会社と株式会社の共通点

- 1) 法人格があるため、法人税課税の対象
- 2) 出資者は1人でも可能な有限責任制
- 3) 資本金の減少には債権者保護手続きが必要で、利益の配当には金額の制限あり

4. 合同会社運営上の注意点

合同会社では機関設計や成果配分に関する多くの項目を定款により別段の定めをおくことができますが、その定款の変更には出資者全員の同意が必要です。意見が対立すると、收拾がつかなくなることがあるため、合同会社を設立する際のパートナーの決定は特に重要です。

お見逃しなく！

1. 合同会社は上場することができませんが、社債の発行は可能です。
2. 米国 LLC では構成員段階で課税する「パス・スルー課税」か「法人税課税」の選択が認められていますが、日本の合同会社は「法人税課税」のみです。「パス・スルー課税」が適用されるのは、有限責任事業組合（日本版 LLP）です。
3. 合同会社の設立方法としては、1) 「新規設立」2) 「株式会社からの組織変更」3) 「株式会社と合同会社の合併」などが一般的です。

情報提供：太陽 A S G グループ（グラント・ソントン加盟事務所）